

令和7年度

学校いじめ防止基本方針

松江市立古江小学校

令和7年度 松江市立古江小いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたっていじめを受けた児童を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命または身体に重大な危険を生じらせるおそれのある絶対に許されない行為である。また、いじめは、いつでも、どこでも、どの児童にも起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るという危険性もはらんでいる。こうした事実をふまえて、本校においても起こり得るとの認識をもって「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの早急な対処措置」について取り組まなければならない。

そのためには、「いじめ防止対策推進法」及び「島根県いじめ防止基本方針」「松江市いじめ防止基本方針」等を踏まえ、常に保護者や地域、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめ防止及び早期発見に努めるとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。また、常にいじめがなく安心して生活することができる学校の実現と維持のために、いじめ防止に係る取組を定期的に振り返り、改善を加えていくようにする。

I いじめ問題に対する基本的な考え方

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

- 個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童の立場に立って行う。
- なお、好意から行った行為が意図せず相手側のこどもに心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉等で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導する等、柔軟な対応による対処も可能とする。ただし、これらの場合であっても、「いじめ防止対策委員会」へ情報共有するものとする。

2. いじめ問題の基本認識（教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識）

- ① いじめは、どのこどもにも、どの学級にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権を著しく侵害し、尊厳を損なう、人間として絶対に許されない行為である。
- ③ いじめは、発達期のこどもの心に甚大な影響を及ぼすものである。
- ④ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- ⑤ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- ⑥ いじめは、被害者だけでなく、観衆や傍観者も含めた所属集団の構造上の問題である。
- ⑦ いじめは、様々な背景から、様々な場面で起こり得るもので、様々な態様がある。
- ⑧ いじめは、その行為や態様により、暴行、恐喝、強要等犯罪行為として取り扱われる場合もある。
- ⑨ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑩ いじめは、学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、防止や解消に向けて一体となって取り組む問題である。

3. 教職員のいじめに対する基本姿勢（教職員としてなすべきこと）

- ① いじめを見抜く感性を磨く。
- ② 不安や悩みを受容する姿勢を持つ。
- ③ 「自信」と「やる気」を引き出す授業に努める。
- ④ 心の居場所づくりに努める。
- ⑤ 一人一人の心の理解に努める。
- ⑥ いじめは許さないという学級風土をつくる。
- ⑦ 個性を認め合う学級経営に努める。
- ⑧ いじめを受けた子どもを最後まで守り抜く。
- ⑨ 教師間で連携・協力して問題解決にあたる。
- ⑩ 子どもや保護者からの声に誠実に応える。

II いじめの防止等の対策に係る組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、常時「いじめ防止対策委員会」を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期検証を行う。また、いじめの早期発見のための相談・通報の窓口であることを、児童・保護者・地域へ周知し、認識されるようにする。

(1) いじめ防止対策委員会

① 役割

【未然防止】

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめに係る情報の収集・事実関係の把握・記録・共有
- ・緊急会議の開催、いじめであるかの否かの判断
- ・支援・指導の体制及び対応方針の決定、保護者との連携

【基本方針に基づく各種取組】

- ・取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・校内研修の企画・実施
- ・学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

② 構成メンバー

校長，教頭，生徒指導主任，養護教諭，当該学年担任，特別支援教育コーディネーター，教育相談コーディネーター，（スクールカウンセラー），学校運営協議会委員
その他校長が必要と認めたもの

Ⅲ いじめの未然防止

予防に向けた取組（積極的な生徒指導）

- ・すべての児童を対象とする

◎いじめを起こさない環境づくり

互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

- ① こどもたちのまなざしと信頼
 - ・こどものよきモデルとなり，慕われ，信頼される教職員
 - ・こどもの困った時に悩みを打ち明けられる関係
- ② 心の通い合う教職員の協力協働体制
 - ・気軽に話ができる職場の雰囲気と，教職員の共通理解
 - ・こどもたちと向き合う時間を確保



有効に機能する校内組織，様々な問題へ対応できる体制を構築し，すべての児童が安全な生活空間・居場所としての学校づくり

- ③ 「自尊感情」「自己存在感」「自己有用感」を高める学習活動や学級活動，学年・学校行事
 - ・他者とかかわる機会の工夫，一人一人のよさや違いを認め合う仲間づくり
- ④ こどもたちの主体的な参加による活動
 - ・自発的・自治的な活動（児童会活動等）によるいじめの防止や解決法の提示
 - ・異学年交流，縦割り班活動の推進
- ⑤ 情報モラル・セキュリティ教育の取組の推進
 - ・外部講師による保護者への啓発
 - ・学年に応じた情報モラル・セキュリティ教育の位置づけ

◎いじめに向かわない児童の育成

命や人権を尊重し豊かな心を育てる

- ① 人権教育の充実
- ② 道徳教育の充実
- ③ 理解教育の充実
 - ・特別支援教育への理解を進める指導
 - ・特別な支援や配慮を要する児童へのいじめ防止
- ④ 体験活動の充実
- ⑤ 対話を重視した教育活動の充実

児童の主体性に支えられた授業作り

わかる喜び，学ぶ楽しさを実感させる

保護者や地域への働きかけ

- ①授業公開
- ②学校，学年，学級だより，HP 等

IV いじめの早期発見

いじめの早期発見

担任外からの発見

- ・保護者の訴え・地域からの情報
- ・本人からの申し出
- ・他児童からの情報

担任による発見

信頼関係の構築（小さなサインを見逃さず、いじめを見抜く力を高める。）

- ・日々の観察...こどもがいるところに教職員がいることを目指す。
 - 個人レベル...服装，顔色・元気さ，体の不調，一人での行動，過度の笑顔等
 - 学級レベル...悪口，冷やかし，陰口，無視，はやしたてる，物がなくなる，集団から孤立，閉鎖的な小集団等
 - 学校レベル...他教員・養護教諭からの情報
- ・集団を見る...学級内のグループと人間関係を把握。気になる言動があれば，適切な指導と関係修復を行う。（集団の中で配慮を要することにも気付く。）
- ・コメントのやり取り...日記，連絡帳等の活用により，こどもや保護者と良い関係を築く。気になる情報には迅速に対応。
- ・気軽に相談...日常の生活の中での声がけ等日頃から気軽に相談できる環境をつくる。（人権感覚を磨き，こどもたちの言葉をきちんと受け止める。また，共感的にこどもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとする。）

定期的な調査

- ・アンケート Q-U
- ・「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」

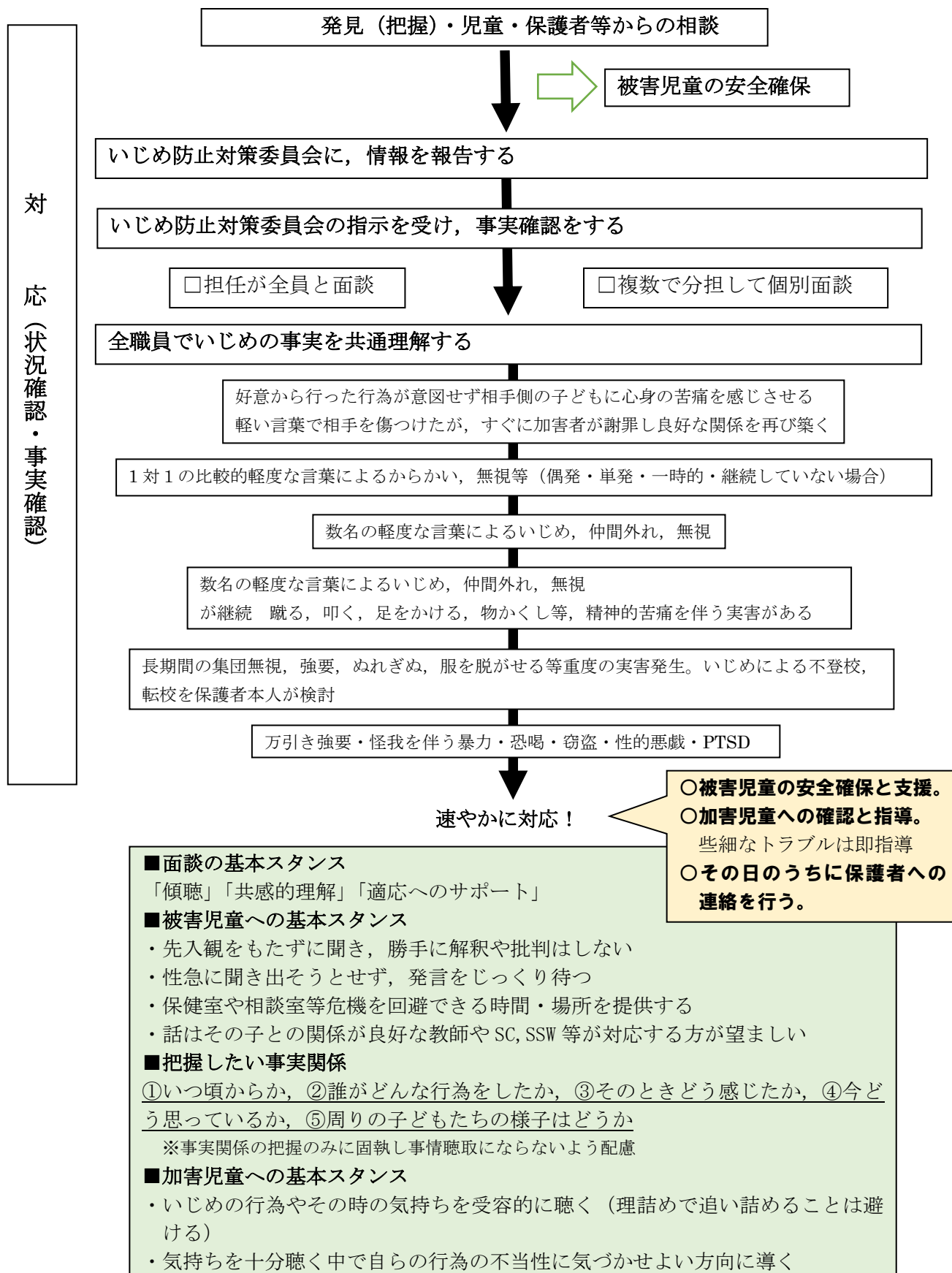
相談しやすい環境づくり（相談窓口の周知）

- ・いじめを訴えやすい体制を整備する。
- 校内...教育相談（年3回）
 - 学級懇談，面談，電話連絡（随時）等による保護者からの情報収集
 - 家庭訪問（必要に応じて），個人懇談（7・12月）
 - 教育相談ポスト（随時）
 - 手紙相談（年1回）
 - スクールカウンセラーによる相談（随時） 等
- 外部...市教委による相談
 - 関係機関による相談
 - こどもの人権 SOS ミニレターの設置 等

全教職員での情報共有

- ・職員終礼での児童に関する情報の連絡
- ・職員会議での「子どもを語る会」

V いじめの初期対応

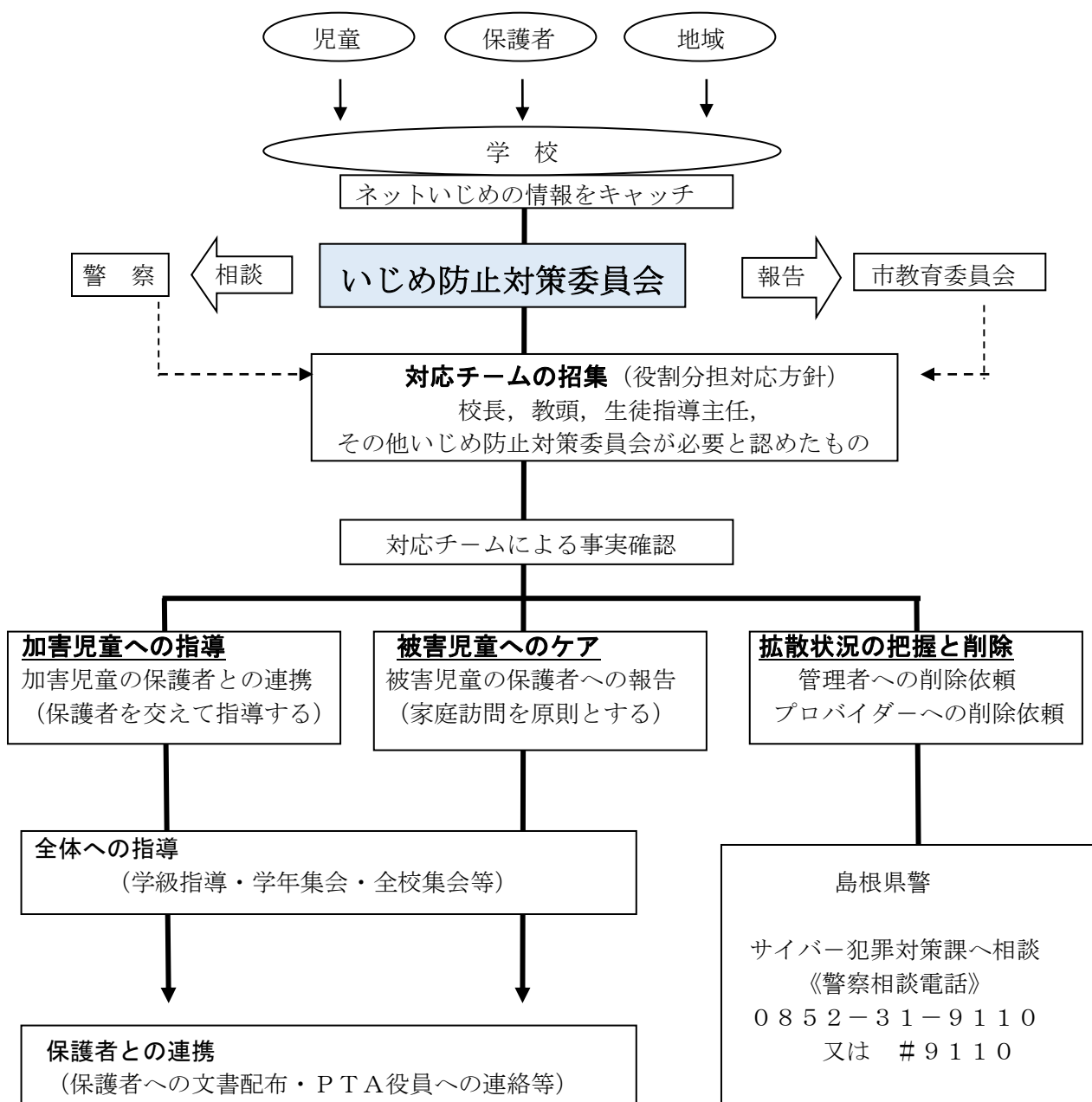


VI ネット上のいじめへの対応

【方針】 次のような事案の発生が確認された場合、速やかに下記の手順に従って対応する。

- SNS への誹謗・中傷の書き込み
- SNS への個人情報の無断掲載
- 特定の児童になりすましてインターネット上で活動を行う
- インターネット上で特定の児童に対して誹謗・中傷を行う
- 他の人になりすましてインターネット上で誹謗・中傷を行う 等

【対応手順】



VII 重大ないじめ事案への対応

《重大事態》（いじめ防止対策推進法 第28条1項）

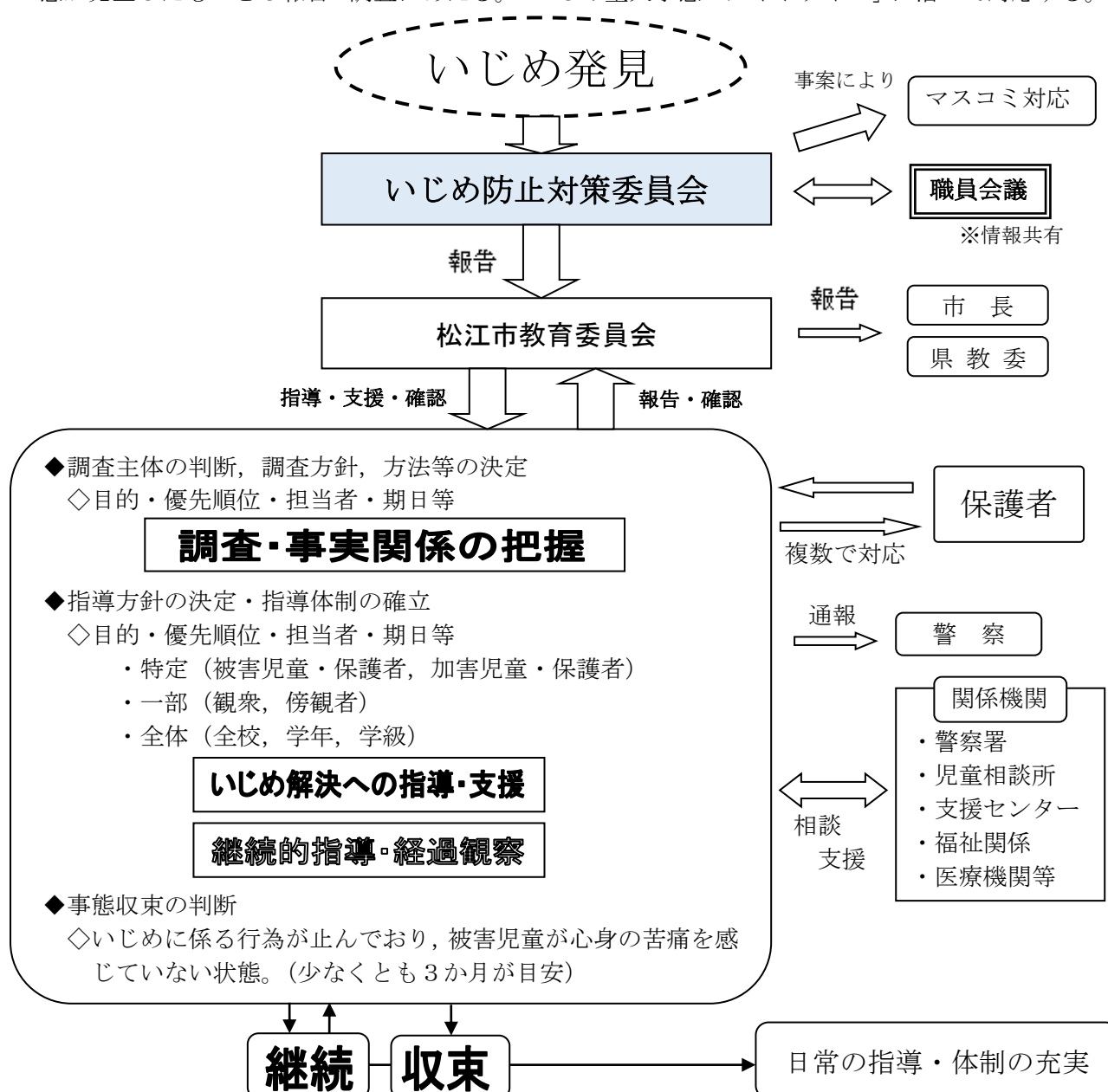
（1）いじめにより当該学校に在籍する子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・子どもが自死を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

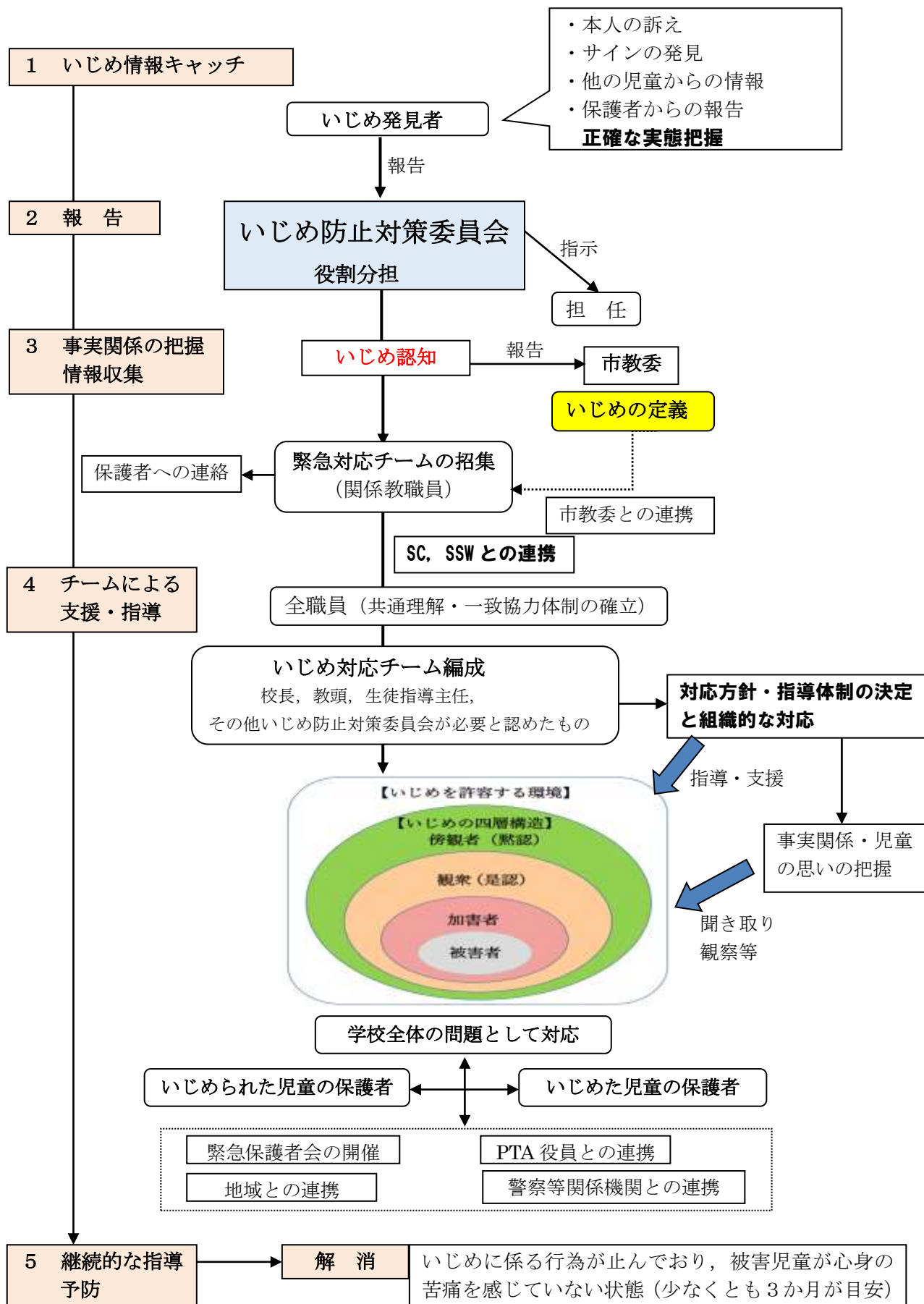
（2）いじめにより当該学校に在籍する子どもが「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席するような場合は目安にかかわらず、適切に判断する。

※なお、児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとし報告・調査にあたる。「いじめ重大事態のガイドライン」に沿って対応する。



VIII いじめ問題への組織的対応



IX 年間計画

月	主な内容	月	主な内容
4	・児童に関する情報共有 (職員会議・全教職員) ・学校いじめ防止基本方針に関する説明と共通理解(職員会議・生徒指導主任)	10	・教育相談の実施② ・アンケートQU②
5	・児童理解と情報交換① (生徒指導職員会議・全教職員)	11	・人権教育教職員研修② (職員会議・人権教育主任)
6	・教育相談の実施① ・アンケートQU①	12	・人権月間の振り返り(人権集会) ・個人面談
7	・個人面談 ・学校教育に関するアンケート (学校評価) ・服務研修(体罰根絶に関わる研修) (教頭)	1	・QU分析による児童理解と情報交換③ (生徒指導職員会議・全教職員) ・学校教育に関するアンケート (学校評価) ・教育相談の実施③
8	・「いじめ問題への対応」研修 (全教職員) ・人権教育教職員研修① (職員会議・人権教育主任) ・QU分析による児童理解と情報交換② (生徒指導職員会議・全教職員) ・「いじめ防止基本方針」の点検・見直し	2	・いじめ防止対策外部委員会 (学校関係者評価委員会) ・「いじめ防止基本方針」の評価・見直し
9	・人権月間の取組(人権標語) ・授業公開(人権に関する学習)	3	・今年度実施したことをもとに、指導計画等のふり返し・見直しを行う。

【留意点】※突発的事案が発生した場合は、迅速な対応と早期解決を目指し、必要に応じていじめ防止対策委員会を招集する。